

質問回答

案件名：令和7年度やんばる世界遺産センター外構工事に係る発注者支援業務			
NO.	質問	回答	備考
1	第2章 業務内容 第24条及び第26条2. (ア)について 第24条(業務目的)に記載のように、越流対策の対象は「雨水」でよろしいでしょうか。また、第26条2. (ア)に記載されている「土砂・雨水等」とは敷地外から流入してきた雨水に混ざった土砂を指すと捉えますが、越流対策自体は「雨水」を対象とし、土砂については、雨水に混ざって流入したとしても維持管理可能な検討を行うという認識でよろしいでしょうか？	当所で想定する「越流対策」の目的としては、降雨時に敷地東側の水路から雨水(水路の流下水)が流入した場合であっても、施設の主たる機能に支障が出ないこと、容易に復旧が行えることであり、敷地内への雨水の流入を完全に遮断するような計画設計は想定していない。 第26条2. の設計意図としては、水路の河積の確保や、土留工・かご工などによる法面保護及び施設に影響を与えるような大きな流下物(可能であれば土砂等の細かな流下物も含む)の捕捉を行い、降雨時の本体施設への被害を低減するとともに、復旧にかかる負担を軽減することを想定している。 そのため、東側水路から敷地内に雨水(土砂等を含む)が流入すること自体は許容しており、土砂については、敷地内に流入したとしても維持管理可能な検討を行うという認識で相違ない。	
2	第26条2.「水路越流対策の検討」の対象は、測量範囲(約2,000㎡)のうち貴省敷地内という認識でよろしいでしょうか？	越流対策工として設置する工作物の設置範囲は当省所管地内を想定している。 なお、水路自体は当省の所管地外であるため、水路内への工作物の設置は想定していないが、河積の確保に必要な浚渫等の検討については、関係機関との協議による。	
3	第26条2. (ウ) 設計方針・構造の検討に示されている「水路上流側の状況」とは、研究棟背面法面の状況ということでよろしいでしょうか？	「水路上流側」とは、仕様書別紙P7に示す業務対象区域を指すが、状況の詳細については第26条2. (ア) 及び (イ) の実施結果を踏まえ調査職員と協議すること。	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			